

宝塚市自立支援協議会定例会における協議事項について

宝塚市自立支援協議会 しごと部会

●個別ケースの抽出と検討について

地域の相談支援従事者が、普段の相談支援業務を通じて、課題等について整理集約して提案、問題提起する場が（自立支援）協議会です。

サービス担当者会議等からの課題を、全体（定例会・全体会）で協議し、「個別の課題」を「地域の課題」とするプロセスを円滑かつ効率的に運営するために事務局会議（運営会議）や専門部会があると言えます。

※令和 6 年 3 月 厚生労働省「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」より一部抜粋

●宝塚市自立支援協議会の現状

本市自立支援協議会も位置付けは同じであるが、各専門部会において、委員・事務局から上がった課題を検討・協議し、イベントや啓発などを行い、それらを全体会の報告に向けて、定例会でプレゼンテーション報告をする現状である。

各市町村の特色を活かして、自立支援協議会は設置・運営することとされているものの、厚生労働省が想定している、サービス担当者会議等からの課題抽出ができていない印象がある。

●定例会での具体的な協議テーマ

- ① 自立支援協議会の理解について
- ② 自立支援協議会の発信について
- ③ 個別ケース抽出に必要なツールの整理

●具体的な目標とステップについて

ステップ1

- ・全体会、専門部会、事務局、特定指定計画相談支援事業所連絡会（以下、連絡会）に参画している方が、自立支援協議会について理解することができる

ステップ2

- ・全体会、専門部会、事務局、連絡会に参画している方が、自立支援協議会について、所属団体にフィードバックすることができる

ステップ3

- ・市内福祉事業所のサービス管理責任者、管理者、支援員が、自立支援協議会のことを理解することができる

ステップ4

- ・市内の個別ケースを、事務局、連絡会で抽出することができる。または、市内施設から事務局、連絡会へ提示することができる

ステップ5

- ・事務局、連絡会より市内の個別ケースを定例会及び専門部会で報告することができる

ステップ6

- ・定例会及び専門部会において、個別ケースをマクロ視点に置き換え、課題の抽出をすることができる

ステップ7

- ・全体会で報告。その後、専門部会において協議・検討を行い、課題解決に向けた取り組みを行うことができる。必要に応じて、他部会、他分野、地域との連携を行うことができる

ステップ8

- ・定例会及び、専門部会で協議・検討を行った内容を全体会で報告することができる。必要に応じて、全体会委員に協力を要請または、市へ資源開発等の提案を行うことができる
また、事務局・連絡会を通じて、担当者へフィードバックを行うことができる

・取り組み例（ステップ3まで）

しごと部会で、先行して以下の取り組みを実施

→しごと部会委員に対して、自立支援協議会の理解を促進すること、所属団体へのフィードバックを行えているかどうかの確認を目的として、部会前の事前課題として理解について検討してきてもらった。結果としては、他分野であることや、従事している部署、管轄などによっても、理解はバラバラで、福祉事業所においても、相応の理解があったかどうかは、わかりかねる結果であった。

しかし、委員が考えるきっかけともなる為、委員に考えてもらったあと、専門部会で検討してみると、理解やフィードバックの課題が見つかる可能性がある。